

佐賀県告示第三百八十二号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十一年十二月十一日

佐賀県知事

古

川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	21-52	今日からヒットマン 10	(株)日本文芸社	52968-14	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	21-53	今日からヒットマン 11	(株)日本文芸社	52968-48	
"	21-54	グラスホッパー	(株)角川書店	725049-9	
"	21-55	職業・殺し屋。 14	(株)白泉社	44326-43	
"	21-56	黒鷲死体宅配便 11	(株)角川書店	715204-5	
"					